

○周南市農業委員会規程

令和2年12月10日農委規程第1号

周南市農業委員会規程

周南市農業委員会規程（平成17年周南市農業委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第3条第1項の規定に基づき設置された周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、農業委員会法その他関係法令に定めるもののほか、その組織、農業委員会法第26条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（会長等の任期）

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）及び会長職務代理者（農業委員会法第5条第5項の規定により会長の職務を代理する者をいう。以下同じ。）の任期は、農業委員会法第8条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）の任期とする。

2 会長又は会長職務代理者（以下「会長等」という。）が委員を辞任したとき、会長等の職を辞したときその他会長等が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長等を互選しなければならない。

（会長等の互選の方法等）

第3条 会長等の互選の方法及び手続は、別に規程で定める。

（会長の権限）

第4条 会長は、委員会を代表し、おおむね次に掲げる事項に関する事務を管理し、執行するものとする。

- （1） 総会（農業委員会法第27条第1項に規定する総会をいう。以下同じ。）の招集、総会の運営及び議案の提出に関すること。
- （2） 総会の議決事項の執行に関すること。
- （3） 総会の議事録の作成及び公表に関すること。
- （4） 委員会に対する申請書、届出書、通知書、報告書、協議書、申出書等の受理に関すること。
- （5） 公印及び書類の保管に関すること。

- (6) 委員会の公示及び公告に関すること。
- (7) 委員及び農業委員会法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)並びに職員の身分の証明に関すること。
- (8) 国又は周南市の法規により、会長の権限に属する事務とされたものに関する
こと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

(会長の専決事項)

第5条 会長は、委員会の権限に属する事項のうち、別に規程で定める事項又は急施を要し総会を招集するいとまがないと認める場合は、会長の専決処分に付することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をした場合には、当該専決処分をした事項について直近の総会に報告しなければならない。ただし、簡易又は定例的なものとして別に規程で定める事項については、この限りでない。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は、農業委員会法第6条及び第38条に定める事項に関する事務、その他の法令により委員会の権限に属することとされた事項に関する事務並びに市長の権限に属する事務の委任規則(平成15年周南市規則第8号)第7条の規定により委員会に委任された事務を所掌するものとする。

(事務局の設置)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(職員の定数)

第8条 前条に規定する事務局の事務局長(以下「事務局長」という。)、書記その他の職員の定数は、周南市職員定数条例(平成15年周南市条例第23号)の定めるところによる。

(公印)

第9条 公印の種別、寸法、刻字、型式、書体、個数及び管守者は、別表のとおりとする。

2 公印の保管及び使用その他公印の取扱いについては、周南市公印取扱規程(平成15年周南市規程第9号)を準用する。この場合において、「法務コンプライアンス課」とあるのは「農業委員会事務局」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書)

第10条 委員、推進委員又は職員がその所掌事務を行うため、立入調査をするときの身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(公示)

第11条 委員会の公示は、周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）の例により行う。

(その他)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の周南市農業委員会規程の規定による行為は、この規程による改正後の周南市農業委員会規程の相当規定による行為とみなす。

附 則（令和5年7月10日農委規程第6号）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(周南市農業委員会規程の一部改正)

2 周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「以下この項において」を「以下」に改める。

第3条を次のように改める。

(会長等の互選の方法等)

第3条 会長等の互選の方法及び手続は、別に規程で定める。

第4条第1号中「総会」を「総会（農業委員会法第27条第1項に規定する総会をいう。以下同じ。）」に改める。

別記様式中「住 所 周南市」を「住 所」に改める。

別表（第9条関係）

| 種別 | 寸法 (mm) | 刻字 | 型式 | 書体 | 個数 | 管守者 |
|--------------|---------|---------------------------|----|-----|----|------|
| 会印 | 27×27 | 周南市農業委員会 印 | 縦 | 古印体 | 1 | 事務局長 |
| 会長印 | 21×21 | 周南市農業委員会 会長之印 | 縦 | 古印体 | 1 | 事務局長 |
| 会長職務 代理者印 | 21×21 | 周南市農業委員会 会長職務代理者之 印 | 縦 | 古印体 | 1 | 事務局長 |
| 事務局長 印 | 21×21 | 周南市農業委員会 事務局長之印 | 横 | 古印体 | 1 | 事務局長 |
| 仲介主任 印 | 21×21 | 周南市農業委員会 仲介主任之印 | 横 | 古印体 | 1 | 事務局長 |

別記様式（第10条関係）

（表）

| | | |
|-----------------|-------|-------------|
| 第 号 | | 写 真 |
| 身分証明書 | | |
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 上記の者は、周南市農業委員会の | | であることを証明する。 |
| | 年 月 日 | |
| 周南市農業委員会 | | 印 |

（裏）

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（報告、調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第1項の規定による農業委員会の求めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートル